

宇城市立三角中学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(1) いじめの定義

児童等に対して当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。(「いじめ防止対策推進法」より)

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。(熊本県いじめ防止基本方針より)

(2) いじめ防止の基本理念

いじめは、全ての生徒において関係する問題である。したがって、本校において、いじめ防止等の対策は、教師自ら児童生徒一人一人の大切さを強く自覚し、一人の人間として接するという教職員の姿勢そのものが生徒との信頼関係を築き上げ、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外に問わず、いじめを防止することを旨として行わなければならない。

(3) いじめに対する教職員の基本的認識

いじめの問題は、人権に関わる重大な問題であり、心豊かで安全・安心な社会をいかにつくるかという、学校を含めた社会全体に関わる国民的な課題である。いじめから子どもを救うためには、大人も子どもも一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。また、いじめについては、「どの生徒にも、どの学校においても起こり得る」ものであること、「すべての生徒が被害者にも加害者にもなり得る」ことを、機会あるごとに本校教職員同士で互いに確認し合い、十分認識するようにする。また、次の点についても共通理解を図る。

- 「弱いものをいじめることは人権侵害にあたる行為でもあり、人間として絶対に許されない」という強い認識を持つこと
- いじめられている生徒の立場に立った親身な指導を行うこと
- いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構成上の問題(無秩序性や閉塞性等)、はやし立てたり面白がったりする「観衆」や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」、さらには「無関心な者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が醸成されるよう努めること
- いじめの問題は、教師の生徒観や指導の在り方が問われる問題であること
- 家庭・学校・地域社会など、すべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組むことが必要であること

(4) いじめ防止のための学校及び教職員の責務

いじめは、どの学校でも、どの子どもにも起こりうることから、根本的ないじめの問題克服のためには全ての生徒を対象としたいじめの未然防止の働きかけが必要である。したがって、全ての生徒をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、子どもに将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせることで、いじめを生まない土壌をつくり上げる。

2 いじめの防止等のための取組

(1) 取組の内容

① いじめの理解を深めるための取組

ア 職員に対して、職員会議やいじめ・生徒指導対策委員会等の中で、方針の共通理解や情報共有を図り、校内研修において事例研究や教職員の気付く力を高める内容の研修を計画的に行い、いじめの防止に向けて組織的に取り組む体制をつくる。

イ 生徒に対して、生命尊重の精神及び人権感覚を育む人権教育、他人を思いやる心を育む道徳教育を充実させることにより、いじめの未然防止や早期発見に努める。

ウ 家庭に対して、学級懇談会等や講演会、学級通信等でいじめの実態や指導方針などの情報を発信し、家庭教育の大切さを啓発することにより、いじめの未然防止や早期発見に努める。

② いじめの未然防止に向けた取組

ア 人権教育

学校教育の根幹に人権教育を据え、教育活動全体を通して道徳教育を充実させ、読書活動・体験活動を推進することにより、生徒の豊かな情操、道徳心や社会性を育むとともに、自分の存在と他人の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度等、心の通う人間関係を構築する能力を養う。

イ 分かる授業づくり

未然防止の基本は、すべての生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくことから始まる。生徒が学校で過ごす中で一番長いのは授業の時間である。すべての生徒が授業に参加できる、授業場面で活躍できる授業の工夫・改善があれば、学力向上はもちろん、いじめをはじめとした生徒指導上の諸問題の未然防止にもつながる。

ウ 集団づくり

主体的な活動を通して、生徒が自分自身を価値ある存在と認め、大切に思う自尊感情を感じ取れる「心の居場所づくり」の取組が大切である。その基本となるのが学級である。学級は一人一人の生徒にとって学校生活のよりどころであり、心のよりどころでもなければならない。生徒同士が気兼ねなく語り合い、共に喜びや悩みを分かち合い、共感的に理解し合うとともに、相互に高め合う集団づくりが大切である。

エ 体験活動の充実

キャリア教育と関連した職場体験、福祉体験、ボランティア体験や、修学旅行、集団宿泊教室などの学校行事での自然体験、社会体験等の体験活動を学校が意識的に発達段階に応じて教育活動に取り入れることが大切である。さまざまな体験活動を通して、生徒たちは自己と向き合い、他者、社会、自然との直接的な関わりの中で、生命に対する畏敬の念、感動する心、感謝する心、共に生きることなど自分自身が気付き、発見して体得することができる。

オ 生徒会活動の推進

生徒会を中心にいじめを許さない取組をしていくことは、生徒自身がいじめについて理解し、傍観者ではなくいじめの問題を自分たちの問題として受け止め、自分たちでできることを主体的に考えて行動していくことにつながる。大人目から見えにくいいじめの未然防止や早期発見に大きな効果がある。

③ いじめの早期発見のための取組

ア 「いじめ・生徒指導対策委員会（学校いじめ対策組織）」 「情報集約担当者」の設置
いじめ・生徒指導委員会を「学校いじめ対策組織」とし、学校におけるいじめの防止等の中核として、いじめの疑いに関する情報を共有し、その情報に基づいて組織的対応を行う。「情報集約担当者」は、情報の窓口を一元化し、情報の集約等に係る業務を担う。本校では、生徒指導主事が担当する。

イ 日常的な生徒の状況把握

生徒とともに過ごす機会を積極的に設けることは、いじめ発見に大きな効果がある。授業及び給食や掃除の時間以外にも生徒と過ごす時間を増やすことにより、生徒からの情報収集や互いの信頼関係づくりにつながる。また、本校が取り組んでいる生活ノートや健康観察などの情報から、必要に応じて生徒と教育相談することは、生徒の不安や悩みの早期発見や早期対応に活かすことができる。

ウ 実態調査・教育相談

いじめを早期に発見するため、生徒に対するアンケート調査を定期的に行い、アンケート結果をもとに、教育相談を実施し、実態の詳細を把握する。

エ 家庭との連携

家庭は生徒の健全な成長と発達において重要な役割を果たしている。学校や学級の指導方針について家庭の理解と協力を得るとともに、意見や要望等が寄せられるような信頼関係を日頃から築いておくことが大切である。また、定期的に保護者対象のアンケート調査を実施し、実態の詳細を把握する。

オ 相談しやすい環境づくり

生徒及び保護者が相談しやすい環境づくりのために、いじめ相談の窓口を設置し、定期的にスクールカウンセラー(S C)や心の相談員による相談活動を行う。また、スクールソーシャルワーカー(S S W)、学校支援アドバイザー等、必要に応じて関係機関との連携を図る。

カ 月1回の「きらりアンケート」の実施

毎月20日前後を「いじめ撲滅行動の日」に位置づけ、生徒への「きらりアンケート」を実施し、生徒からあがった相談事項に関して丁寧な取組を行い、生徒との信頼関係を構築し、いじめの早期発見に努める。

④ いじめに対する措置

いじめが認知された場合、直ちに、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し詳細を確認した上で、いじめたとされる生徒に対して事実を確認し適切に指導する等、組織的な対応を行う。また、個々の事案に対して、家庭や教育委員会への連絡・相談等を行うとともに、早期に関係機関等と連携して対応する。なお、いじめが発生した場合にはいじめた生徒によるいじめられた生徒に対する謝罪のみで終息するものではない。それは、いじめられた生徒といじめた生徒をはじめとする他の生徒との関係修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が好ましい集団活動を取り戻し、新たな活

動に踏み出すまでが含まれる。そのために以下の2点を重点的に行う。

ア いじめ問題発生後の生徒の心のケア

被害生徒に対しては、心の状態を十分に把握し、必要に応じて心のケアを行うためのカウンセリングを定期的実施する。加害生徒に対しては、一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることや被害生徒の気持ちを共感的に理解させる。周りの生徒たちに対しても自分たちの問題として考えさせ、いじめの傍観者からの転換を促す。

イ 取組の評価とアクション

いじめ問題発生後は、問題対応の後に取組の確認や評価をする機会を設け、再発防止のための計画を策定し、実施する。また学校評価の項目に取組の内容を加え、適正に学校の取組を評価し、次年度の取組の改善に活かす。

⑤ インターネット等を通じて行われるいじめへの取組

生徒及び保護者が発信した情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネット等を通じて送信される情報の特性を踏まえて、生徒が使用する携帯電話等へのフィルタリング利用を促し、学校裏サイト等のコミュニティサイトへの接触を回避させ、インターネット上でのいじめを「しない、させない」環境づくりに努める。また、SNS等のサービス利用で生徒がいじめや犯罪に巻き込まれないよう、情報安全の観点から、情報モラル教育を充実させる。

(2) いじめ防止等に関する体制づくり

① いじめ防止等のための組織の設置

1～2週間に1回の「いじめ・生徒指導対策委員会」を開催し、いじめの防止及びいじめ事案発生時の対応を実効的に行うため、情報の共有や対応の検討、取組の計画の提案を行う。

重大事案の発生に際しては、校長の判断により「重大事案発生等対策委員会」を開催し対応に当たるものとする。

【いじめ・生徒指導対策委員会（学校いじめ対策組織）】

< 構成員 >

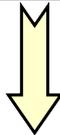
校長、教頭、生徒指導主事（情報集約担当者）、学年生徒指導

< 役割・活動 >

- 生徒の情報交換、情報の共有や対応の検討
- いじめ問題発生時の対応の検討、役割分担
- いじめの防止等のための年間指導計画の立案・作成
- いじめの理解、未然防止や早期発見の取組の提案

< 委員会の開催 >

2週間に1回、委員会を行うものとする。



重大事案発生時、校長の判断により開催

【重大事案発生等対策委員会（学校いじめ対策組織）】

< 構成員 >

校長、教頭、学年主任、生徒指導主事（情報集約担当者）、人権教育主任、養護教諭
特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー

- ※ 場合によって、
- | | | | |
|----------|---------------|-------------|---------|
| 学校運営協議会、 | P T A代表 | | |
| 宇城教育事務所 | スクールソーシャルワーカー | 学校支援アドバイザー等 | |
| 宇城市教育委員会 | 指導主事 | 児童福祉センター | 家庭児童相談員 |